

福岡県公報

令和二年五月八日
第百号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

- 政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規定の一部改正 (市町村支援課) ……………一
- 政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規定の一部改正 (市町村支援課) ……………三
- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定について (市町村支援課) ……………九

再掲

- 令和二年度福岡県職員採用(Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者)試験の施行 (人事委員会事務局任用課) ……………九
- 令和二年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施 (人事委員会事務局任用課) ……………一一
- 就職氷河期世代を対象とする福岡県職員採用選考試験の実施 (人事委員会事務局任用課) ……………一四
- 第六回福岡県議会臨時会の招集 (財政課) ……………一六

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年五月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部を改正する告示
政治資金規正法の規定による収支報告書等の閲覧及び写しの交付に関する規程(平成二十年十二月二十五日福岡県選挙管理委員会告示第百二十四号)の一部を次のように改正する。

- 第六条に次の一号を加える。
- 四 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付
- 第七条第二項に次の一号を加える。
- 四 前条第四号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に収支報告閲覧対象文書一枚ごとに十円を加えた額
- 様式第二号を次のとおり改める。

様式第2号（第4条関係）

収支報告書等の写しの交付請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
（〒 ）

請 求 者

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

（連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者）

（〒 ）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

<p>請求する政治団体の 名称及び収支報告書等</p>	
<p>写しの交付の方法</p> <p>※該当する□内にレ印を記入 してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したもの（白黒）</p> <p><input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写 したもの（<input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R）</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送希望</p>

附則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年五月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の

写しの開示に関する規程の一部を改正する告示

政治資金規正法の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年十一月二十六日福岡県選挙管理委員会告示第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項に次の一号を加える。

四 令第十二条第四号に掲げる交付 光ディスク一枚につき百円に用紙一枚ごとに十円を加えた額

様式第一号を次のとおり改める。

様式第1号（第2条関係）

少額領収書等の写しに係る開示請求書

福岡県選挙管理委員会 殿

年 月 日

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、事務所等の所在地）
（〒 ）

請 求 者

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

（連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者）

（〒 ）

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第3項の規定により、次のとおり少額領収書等の写しの開示を請求します。

請求する国会議員関係政治団体の名称、支出された年及び支出項目 ※支出項目欄には、下記の①～⑨の支出項目を記入してください。 ①光熱水費 ②備品・消耗品費 ③事務所費 ④組織活動費 ⑤選挙関係費 ⑥機関紙誌の発行 その他の事業費 ⑦調査研究費 ⑧寄附・交付金 ⑨その他の経費	年	国会議員関係政治団体の名称	支出項目
開示請求の理由・目的 ※開示請求の理由・目的をできるだけ具体的に記載してください。			
求める開示の実施の方法 ※該当する□内にレ印を記入してください。	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したもの（白黒） <input type="checkbox"/> スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を次の媒体に複写したもの（ <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R） <input type="checkbox"/> 郵送希望		

様式第六号を次のとおり改める。

様式第6号（第7条関係）

少額領収書等の写しに係る開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会

印

年 月 日付けで開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項の規定により、次のとおり全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額 ※開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本産業規格A列4番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をFDに複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をCD-Rに複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をDVD-Rに複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会		
	電話番号（ ）	－	内線（ ）

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 4 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

様式第七号を次のとおり改める。

様式第7号（第7条関係）

少額領収書等の写しに係る部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県選挙管理委員会



年 月 日付で開示請求のあった国会議員関係政治団体の収支報告書に係る少額領収書等の写しについては、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第11項の規定により、次のとおり一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る国会議員 関係政治団体の名称等			
不開示とした部分及び 理由	該当号	説明	
求めることができる開示 の実施の方法及び費用負 担の額 ※開示請求書で希望された方法 によるほか、右に記載した方法に よることも可能です。	種類・ 数量等	開示の実施の方法	費用負担 の額
		閲覧	無 料
		複写機により日本産業規格A列4番の 用紙に複写したもの（白黒）	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をFDに複写したもの	円
		スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録をCD-Rに複写したもの	円
開示を実施することがで きる日時及び場所 ※開示の実施の申出ができる期 間とは異なります。	日時		
	場所		
写しの送付による場合の 準備日数及び送付費用			
問い合わせ先	〒		
	福岡県選挙管理委員会 電話番号（ ） — 内線（ ）		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県選挙管理委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 上記以外の日時における開示の実施を希望する場合は、福岡県選挙管理委員会まで連絡してください。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

福岡県選挙管理委員会告示第五十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和二年五月八日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

一 病院 太宰府市の表中

介護老人保健施設同朋

〃 宰都二一八一―二二

を

介護老人保健施設同朋

〃 宰都二一八一―二二

に改める。

水城病院介護医療院

〃 通古賀三一〇一―

一 病院 福津市の表中

医療法人社団宗正会東福岡病院

〃 津九二一六四―三

を

東福岡病院

〃 津九二一六四―三

に改める。

東福岡病院介護医療院

〃 津九二一六四―三

再掲

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施行する。

令和二年四月二十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県職員採用選考試験
令和二年四月二十七日

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

福岡県人事委員会委員長

井手 和英

令和2年度福岡県職員採用選考試験(前期)

職種・区分	職務内容	採用予定場所	時	試験資格	試験日	選考科目	試験地	合格発表	受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
看護師	看護師業務	こども新光センター(医療用機器導入相談所)	看護師若しくは准看護師又は看護師の資格を有する者又は、現在日本に永住している者	昭和60年4月2日以降に生まれた者	6月28日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
	金属	金属材料の熱処理、鋳造・溶接、溶接、レーザ加工及び材料評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター(機械電子研究所)	金属加工技術(熱処理、鋳造・溶接・接合)に関する学料	昭和60年4月2日以降に生まれた者	第1次	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
化学D	環境保全(大気、水質、土壌)の調査及び放射線等に関する研究	保健福祉環境研究所	環境保全(大気、水質、土壌)の調査及び放射線等に関する学料	昭和60年4月2日以降に生まれた者	6月28日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
	化学D	金属材料の熱処理、鋳造・溶接、溶接、レーザ加工及び材料評価に関する研究、試験、技術指導、人材育成	工業技術センター(機械電子研究所)	金属加工技術(熱処理、鋳造・溶接・接合)に関する学料	昭和60年4月2日以降に生まれた者	第1次	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
獣医師	獣医師業務	保健福祉環境研究所	獣医師の資格を有する者	昭和56年4月2日以降に生まれた者	6月28日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
船員(航海)	船舶の運航、漁業取締り及び調査業務並びに同業務	熊本水産部水産局水産管理技術センター	五級航海士(航海)以上の免許を有する者又は、令和3年6月までに免許を取得する見込みの者	昭和60年4月2日以降に生まれた者	6月28日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
心理判定員	心理判定・心理療法及び相談・指導等の業務	児童相談所等	大学において、心理学を専攻する学料又は、これに相当する課程を修めて卒業した者若しくは、令和3年3月までに卒業見込みを有する者	平成3年4月2日以降に生まれた者	6月28日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	
児童自立支援専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園	福岡県児童福祉施設法の基準に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は、令和3年5月までに資格を取得する見込みの者	昭和60年4月2日以降に生まれた者	6月28日	看護師、心理判定員、保育士及び保健師	福岡市、東京都	7月中旬	①博多又は郵送の場合は、令和2年5月11日から5月22日まで、②福岡県庁1階総合案内、県民情報ひろば、③アークロス福岡2階文化観光情報ひろば、④福岡市役所1階福岡市情報プラザ、⑤東京、大阪の各福岡県事務所、⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の場合中は、福岡県人事委員会事務局に問い合わせること、試験の詳細については別に試験案内を交付する。	

保育士	保健師	建築科	空調設備科	自動車整備科	プログラム設計科	OA事務科	左官科	
児童福祉施設等における保育士の業務	保健師業務	木造建築物における建築工事、建築設計、施工方法及び建築材料等に関する職業訓練指導	建築設備の施工並びに冷凍、冷却及び空調設備の施工及び調整に関する職業訓練指導	自動車整備士の養成施設としての自動車の構造、整備法、検査方法及び故障探求等に関する職業訓練指導	コンピュータによる業務処理及びプログラム設計等に関する職業訓練指導	簿記会計からビジネススマナナーなど事務に必要な一般常識から、アプリケーションソフトを中心としたOA機器の操作方法や文書処理に関する職業訓練指導	建築構造、建築設備、建築製図、材料、左官・タイル科、施工実習等に関する職業訓練指導	
		職業能力開発促進法第28条に規定する職業訓練指導員免許を有する者 ・建築科は建築科の職業訓練指導員免許 ・空調設備科は冷空調機器の職業訓練指導員免許 ・自動車整備科は自動車整備科の職業訓練指導員免許 ・プログラム設計科は情報処理科の職業訓練指導員免許 ・OA事務科は事務科の職業訓練指導員免許 ・左官科は左官・タイル科の職業訓練指導員免許						
平成3年4月2日以降に生まれた者	平成3年4月2日以降に生まれた者	昭和60年4月2日以降に生まれた者						
日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に在住している者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に在住している者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であつても、現に日本に在住している者						
心理測定の資格を有する者	看護師、船員及び保育士は、作業者試験資格調査	研究職、医師、自衛隊員、自衛隊員資格調査	職業指導員は、福岡県、福岡市、福岡県、福岡市、福岡県、福岡市	8月中旬 最終				
第 2 次								
7月下旬、8月上旬								

(注1) この試験を受験できない者
 ・地方公務員法第16条に該当する者
 ・平成17年改正前の民法の規定による離婚の宣告を受けた者(心神耗弱を原因とするもの以外)
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
 (注2) 上表中、「大学」、「大学院」とは学校教育法に規定する大学、大学院の他人事委員会が認めるものをいう。

就職氷河期世代を対象とする職員採用選考試験を別表のとおり実施する。

令和二年四月二十七日

福岡県人事委員会委員長 井手 和英

就職先可萌社を対象とする福岡県職員採用選考試験

試験区分	勤務先及び職務内容	受験資格	試験日	選考科目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
						発表日	発表の方法				
行政	知事部局（本庁又は出先機関）公安委員会事務局（除く） 議会事務局又は企業局において事務に従事	次の(1)～(3)の要件全てを満たす者 (1)西暦1968年4月1日から同1970年4月1日まで生れた者 (2)令和2年7月1日以前、令和2年6月30日までの間に正規雇用労働者として雇用されている者 (3)平成27年7月1日から令和2年6月30日までの間に正規雇用労働者としての雇用期間が連続1年以上の者	8月23日 第1次	教養試験 作文試験	福岡市	10月中旬 第1次	合格者の受験 通知書（福岡県公安委員会事務局及び福岡市議会事務局）に提出し、福岡県ホームページにも掲載する。合格者には書面で通知する。	①特設又は郵送の場合は令和2年7月6日または、令和2年7月17日までの消印のあるものに限り、 ②インターネットの場合には、令和2年7月6日から令和2年7月14日までに	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階 文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階 福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・ 県庁事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚、直方、久留米） ・ 保健福祉環境事務所（宗像、筑後、行橋） ・ 保健福祉事務所（糸島） ・ 農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・ 県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂） ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。	この試験の問合わせは、福岡県事務局にお願いします。試験の詳細については、別に試験案内を交付する。	
教育行政	教育委員会事務局、県立学校又は市町村立（福岡小及び北九州府立を除く）福岡小・中・義務教育・特別支援学校において事務に従事		11月中旬 第2次	人物試験 資格調査	福岡市	12月中旬 最終					
警察行政	警察本部又は警察署において事務に従事										

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者、日本国籍を有しない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、上表の採用試験を受けられない。

(注2) 上表中「正規雇用労働者」とは、次の全てに該当する労働者をいう。

- ・期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- ・派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- ・所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。（週の所定労働時間が30時間未満の場合を除く。）
- ・同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や資格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第四百一号

次の事件付議のため、第六回福岡県議会臨時会を令和二年四月三十日午前十一時福岡県議会議事堂に招集する。

令和二年四月二十三日

福岡県知事 小川 洋

- 一 令和二年度福岡県一般会計補正予算（第一号）
- 二 福岡県特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 三 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 四 福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 五 専決処分について（福岡県税条例等の一部を改正する条例の制定について）